

秋田県立能代高等学校定時制課程

学校いじめ防止等のための基本方針

～全ての生徒が生き生きとした学校生活を送るために～

はじめに

学校教育において、今「いじめ問題」が大きな課題となっている。
また、近年の急速な情報機器の普及により、いじめはますます複雑化、潜在化する傾向にある。
このような中、全ての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢を十分に理解し、学校長のリーダーシップの下、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。
そのために、本校では、いじめの未然防止と早期発見、適切な対応について、基本的な考え方と方法や外部との連携の在り方について示した「いじめ防止基本方針」を作成した。

第1部 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こりうることから、学校・家庭・地域が一体となって、継続して未然防止・早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。

1 いじめとは（いじめの定義を理解する）

「いじめ」とは「該当児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

いじめが起こった場所は学校の内外を問わない。
個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的におこなうことでなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

《参考》 【「生徒指導提要」平成22年3月文部科学省より】
文部科学省では「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきましたが、平成18年に（上記のように）変更されました。いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として見直すことにより、いじめを認識しやすいようにしています。しかし、従来の調査基準にみられる力の優位～劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いています。

2 いじめ防止のための校内組織

(1) 名称：「いじめ防止対策推進委員会」

(2) 構成員：校長、教頭、生徒指導主事、各学年部主任、養護教諭、
生徒指導・教育相談部職員、スクールカウンセラー

(3) 役割： ア いじめ防止基本方針の策定
イ いじめ未然防止
ウ いじめの対応
エ 教職員の資質向上のための校内研修
オ 年間計画の企画と実施（全員面接週間・思いやりアンケート等）
カ 「いじめ防止基本方針」の見直し

3 年間計画

	1 年 部	2 年 部	3 年 部	生徒指導・教育相談部
4 月	・入学前相談の実施 ・携帯等の安全マナー講習会の実施 ・全員面接月間 ・列車通学生集会① ・校門指導 （あいさつ運動） ・生徒総会（ゼロ宣言）	・全員面接月間 ・列車通学生集会① ・校門指導 （あいさつ運動） ・生徒総会（ゼロ宣言）	・全員面接月間 ・列車通学生集会① ・校門指導 （あいさつ運動） ・生徒総会（ゼロ宣言）	生徒指導・教育相談部会 ・入学前相談会 中高連絡会申送り事項の検討 ・面接月間後の対応 ・アンケートの実施 ・校門指導において生徒の様子を観察、あいさつ運動
5 月	・思いやりアンケート①	・思いやりアンケート①	・思いやりアンケート①	・思いやりアンケート実施後の面談・対応
6 月	・下校指導 （あいさつ運動）	・下校指導 （あいさつ運動）	・下校指導 （あいさつ運動）	・下校指導において生徒の様子を観察、あいさつ運動
7 月	・思いやりアンケート② ・列車通学生集会②	・思いやりアンケート② ・列車通学生集会②	・思いやりアンケート② ・列車通学生集会②	・アンケート実施後の面談と対応 ・アンケートの実施
8 月	・校門指導 （あいさつ運動） ・面接月間（生徒全員）	・校門指導 （あいさつ運動） ・面接月間（生徒全員）	・校門指導 （あいさつ運動） ・面接月間（生徒全員）	・校門指導において生徒の様子を観察、あいさつ運動 ・面接月間後の対応
9 月	・道徳教育講演会	・道徳教育講演会	・道徳教育講演会	・講師の手配と感想文書きの準備
10 月	・思いやりアンケート③ ・列車通学生集会③	・思いやりアンケート③ ・列車通学生集会③	・思いやりアンケート③ ・列車通学生集会③	・アンケート実施後の面談と対応
11 月	・下校指導 （あいさつ運動）	・下校指導 （あいさつ運動）	・下校指導 （あいさつ運動）	・下校指導において生徒の様子を観察、あいさつ運動
12 月	・思いやりアンケート④ ・列車通学生集会④	・思いやりアンケート④ ・列車通学生集会④	・思いやりアンケート④ ・列車通学生集会④	・アンケート実施後の面談と対応
1 月	・下校指導 （あいさつ運動）	・下校指導 （あいさつ運動）	・下校指導 （あいさつ運動）	・下校指導において生徒の様子を観察、あいさつ運動
2 月	・思いやりアンケート⑤	・思いやりアンケート⑤	・自宅研修中の生活	・アンケート実施後の面談と対応
3 月	・修了式 1 年間の反省	・修了式 1 年間の反省	・卒業証書授与式	・いじめ防止基本方針の見直し

【連携】 ・学校評価保護者アンケート
・学校評議委員会（7月・2月） ・能代山本地域生研中高協議会（5月・3月）
・能代地区高等学校生徒指導連絡協議会（年5回・警察署含む）

4 取組状況の把握と検証

校内組織においては、個々の事案への対応について協議するほか、取組の進捗状況や対応状況についての検証を行い、必要に応じて基本方針や計画の見直し等を行う。

5 いじめの基本認識

(1) いじめ防止のための措置

いじめ問題に取り組むに当たっては「いじめ問題」の特質を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認識された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- | | | |
|---|---|--|
| ① | いじめはどの生徒にも、どの生徒にも起こり得るものである。 | |
| ② | いじめは人権侵害であり、法的にも決して許されない。 | |
| ③ | いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。 | |
| ④ | いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。 | |
| ⑤ | いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。 | |
| ⑥ | いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。 | |
| ⑦ | いじめは家庭教育の在り方とも大きな関わりをもっている。 | |
| ⑧ | いじめは学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。 | |

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- | | | |
|---|-----------------------------------|---------------------------|
| ① | 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 | 《脅迫、名誉毀損》 |
| ② | 仲間はずれ、集団無視。 | 《※刑罰法には抵触しないが、毅然とした対応が必要》 |
| ③ | 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 | 《暴行》 |
| ④ | ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 | 《暴行、傷害》 |
| ⑤ | 金品をたかられる。 | 《恐喝》 |
| ⑥ | 金品等を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 | 《窃盗、器物破損》 |
| ⑦ | 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 | 《強要、強制わいせつ》 |
| ⑧ | パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷など嫌なことをされる。 | 《名誉毀損、侮辱》 |

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、教職員が生徒達に愛情をもち、配慮を要する生徒達を中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開していく。これにより生徒達に自己有用感や充実感を与えることができる。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをしていく。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が生徒達を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解しておく必要がある。また、教職員の温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒達を大きく変化させることも理解しておかなければならない。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしていき、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育てていく。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いて行くことが大切である。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動など、指導の在り方に注意を払うため、生徒への声かけが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしていないかなど、教職員が互いに意見を言い合えることが大切である。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、授業や行事において、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒一人一人の様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにすることである。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳教育やHRなどにおいて講演や具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動を取るべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすべきかを考えさせていく。

第2部 いじめ防止

1 基本的な考え方

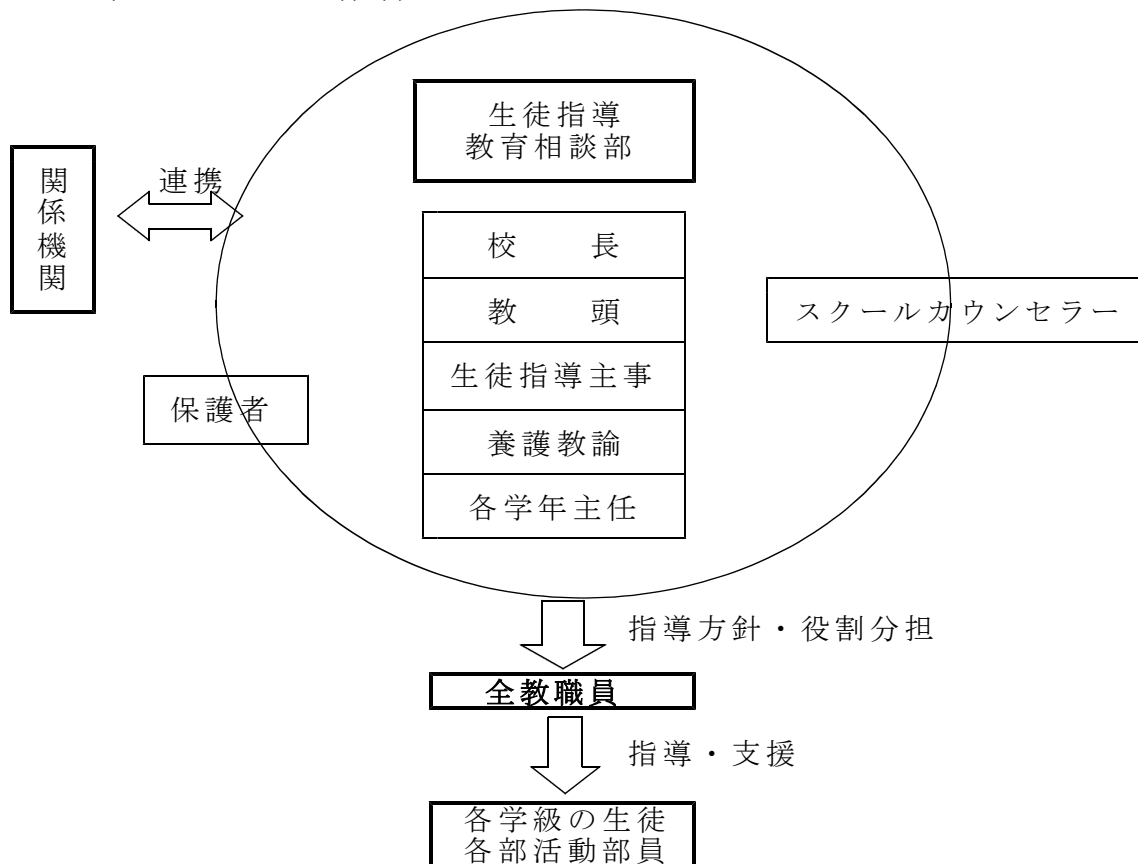
いじめの未然防止に当たっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神に満ちている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識を全ての教員が共有して取り組む必要がある。

本校のキャンパス理念にも掲げられている『ふれあいを大切に 心豊かな人間の育成』『創造～新しきを求め 進歩発展する人間の育成』『友愛～友と親しく協力し合う人間の育成』『誠実～まごころのこもった 心豊かな人間の育成』を目標とし、自分と他者が互いに『思いやり』をもつとともに、互いの違いを認め合いながら共に尊重し合い、社会の一員としての意識と自覚することを理解できる態度を育てて行かなければならない。また、そのような生徒に育成することによって、いじめの未然防止が達成できるものと認識して取り組む必要がある。

2 いじめ防止のための体制



3 いじめに対する生徒の取り組み

生徒会を中心に生徒間のいじめ撲滅のため「いじめゼロ宣言」に取り組み、安全で楽しい学校生活を送れるよう自主活動を展開する。

生徒会「いじめゼロ宣言」五か条

一 私たちは、いじめが人権を侵害する許されない行為であることを理解し、絶対にいじめをしません。

二 私たちは、いじめを見逃さず、友人や信頼できる人と力を合わせて、いじめの根絶に向けて行動します。

三 私たちは、思いやりの心を大切にし、他人の喜びや心の痛みをその人の身になって感じたり考えたりします。

四 私たちは、一人一人の違いを認め、自分も相手もかけがえのない存在として尊重します。

五 私たちは、生活習慣や文化、価値観の異なる人々とも積極的に交流し、社会を支える一人になります。

(「秋田わか杉っ子いじめゼロに向けた五か条」より)

第3部 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめを受けている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。

また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況がある生徒が、いじめを受けている場合は、表面化しづらく長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気付く深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱意と行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配り、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。

担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として「思いやりアンケート」を年5回実施し、学級担任、学年部、生徒指導・相談部がいじめの兆候に早期発見・早期対応することが大切である。

定期的な教育相談の機会としては、年2回の面接月間がある。日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうある

かという点に気を付けて観察していく。また、遊びやふざけのように見るものや気になる行為があったなどの情報を教職員間で共有していくことも大切である。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒の良いところや気になるところなど、学校での様子について連絡しておくことが必要である。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談出来る体制づくりのために、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。
また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく学年集団として共有することも大切である。
- (4) PTA等の保護者会で「何かあれば担任に気軽に相談してください。」「担任に相談しづらい場合には直接校長や学年主任、養護教諭に気軽に相談してください。」と校長や生徒指導主事、学年主任、担任が繰り返すことで相談体制の周知を図る。
また、年5回の「思いやりアンケート」において、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に点検する必要がある。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて個人情報保護法に沿って適切に管理する。

第4部 いじめが発生した時に対する考え方

1 基本的な考え方

いじめを受けた生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒側の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止の上で大切なことである。近年の事案を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よっていじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者の支援、そして何よりも相手が自己を変えようとする姿に、人間的信頼回復のきっかけを掴むことができるものとする。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても早い段階からの的確に関わる。
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は真摯に傾聴する。
その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌主任等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織と情報を共有する。その後は当該チームが中心となって、速やかに関係生徒から事情を聞き取り、いじめの事実の有無を確認する。

【把握すべき情報例】・・・生徒の個人情報は、取り扱いに十分注意すること

- ①誰が誰をいじめているのか？
- ②いつ、どこで起こったのか？
- ③どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？
- ④いじめのきっかけは何か？
- ⑤いつ頃から、どのくらい続いているのか？

- (3) 学年部、生徒指導・教育相談部で事実確認結果、いじめの事実が認知された場合は、速やかに管理職へ報告する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会ってより丁寧に行う。

【いじめを訴えた保護者へは次の言葉は使わない】

- ①お子さんにも悪いところがあるようです。
- ②家庭での甘やかしが問題です。
- ③クラスにはいじめはありません。
- ④どこかに相談に行かれてはどうか。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が被害が生じるおそれがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた生徒を定められた期間別室指導や家庭謹慎とすることにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、該当学年部、生徒指導・教育相談部が中心になって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

【生徒に対して】

- ①事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ②「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ③必ず解決できる希望を持てることを伝える。
- ④自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

【保護者に対して】

- ①発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ②学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ③保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ⑤家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

4 いじめた生徒への指導、またはその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせたいという思いで、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導に当たって、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導に当たり、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発防止する措置をとる。

【生徒に対して】

- ①いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ②心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されないことやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

- ① 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 生徒の変容を図るために、今後のかかわりなどを一緒に考え、具体的な助言をする。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、いじめに関わった生徒に対しては正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、その辛さや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず教師に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して認識させる。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人一人の大切さを自覚して学級経営するとともに、全ての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるように努める。

そのため、認知されたいじめ事案について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒の意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

【継続した指導】

- ① いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折りに触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- ② 教育相談、日誌、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ③ いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ④ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアに当たる。
- ⑤ いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上に不適切な書き込み等があった場合は、まず学校として、問題箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、学年部、生徒指導・相談部において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、所轄警察署等の外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、携帯安全教室や教科「情報」などで、全ての人間が情報の送り手と受け手として、あらゆる場面において適切な行動をとることができるようにするために必要な知識・能力について学習する機会を設ける。

(各都道府県のいじめ対策マニュアルを参考に作成)

附則 この方針は2021年4月1日から施行する。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 班活動にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- 学級内ではグループだけでまとめ、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

いじめられている生徒

- 日常の行動・表情の様子
 - わざとらしくはしゃいでいる
 - いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
 - 下を向いて視線を合わせようとしない
 - 早退や一人で下校することが増える
 - 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
 - ときどき涙ぐんでいる
 - 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
 - おどおどにやにやにたにたしている
 - 顔色が悪く、元気がない
 - 遅刻・欠席が多くなる
- 授業中・休み時間
 - 発言すると友だちから冷やかされる
 - 班編制の時に孤立しがちである
 - 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
 - 教職員が褒めると冷やかされたり、陰口を言われたりする
 - 一人でいることが多い
 - 教室へいつも遅れて入ってくる
 - 教職員の近くにいたがる
- 昼食時
 - 好きな物を他の生徒にあげる
 - 食事の量が減ったり食べなかったりする
 - 食べ物にいたずらされる
 - 他の生徒の机から机を少し離している
- 清掃時
 - いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
 - 一人で離れて掃除をしている
- その他
 - トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
 - 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
 - 持ち物が壊されたり、かくされたりする
 - 理由もなく成績が突然下がる
 - 部活動を休むことが多くなり、辞めると言い出す
 - 服に靴の跡がついている
 - ボタンがとれたりポケットが破れたりしている
 - 手や足にすり傷やあざがある
 - けがの状況と本人が言う理由が一致しない
 - 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の生徒に指示をする
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする

※上記のチェックリストは、参考例です。生徒たちの実態に応じて、工夫して活用してください。